

令和5年度

健全化判断比率及び  
資金不足比率審査意見書

尾道市監査委員



尾 監 査 第 4 7 号

令 和 6 年 8 月 9 日

尾道市長 平 谷 祐 宏 様

尾道市監査委員 今 岡 寛 信

同 高 橋 和 司

同 宇 根 本 茂

令和5年度尾道市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、審査に付された令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類の審査を終了したので、次のとおり意見書を提出します。

# 目 次

第1	審査の対象	.....	1
第2	審査の期間	.....	1
第3	審査の方法	.....	1
第4	審査の結果	.....	1
1	健全化判断比率の状況	.....	2
2	資金不足比率の状況	.....	11
3	むすび	.....	13

## (注)

- 1 文中及び各表中の金額は、原則として千円単位で表示している。
- 2 文中のポイントとは、パーセンテージ間又は指数間の単純差引数値である。
- 3 各表中の符号等の用法は次のとおりである。

「△」は負数又は減数、「－」は該当数値がないもの又は比較不能なもの

# 令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率審査意見

## 第1 審査の対象

- 1 令和5年度決算に基づく健全化判断比率
  - (1) 実質赤字比率
  - (2) 連結実質赤字比率
  - (3) 実質公債費比率
  - (4) 将来負担比率
- 2 令和5年度決算に基づく資金不足比率
- 3 1及び2の算定の基礎となる事項を記載した書類

## 第2 審査の期間

令和6年7月26日から同年8月7日まで

## 第3 審査の方法

この審査は、市長から送付された令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかを確認し、それらの計数を関係諸帳票の提出を求めて照合審査するとともに、必要に応じて関係職員の説明を聴取する方法等により実施した。

## 第4 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、かつ、その計数は関係諸帳票と符合して適正であると認めた。

審査の内容は、次のとおりである。

## 1 健全化判断比率の状況

令和5年度決算に基づく健全化判断比率は、次のとおりであり、いずれも早期健全化基準及び財政再生基準を下回っている。

(単位:%)

区 分	5年度	4年度	増 減	早期健全化 基準	財政再生 基準
実 質 赤 字 比 率	—	—	—	11.55	20.00
連結実質赤字比率	—	—	—	16.55	30.00
実質公債費比率	7.8	7.3	0.5	25.0	35.0
将来負担比率	5.5	12.4	△ 6.9	350.0	

※ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、算定した結果が赤字でないため「—」で表示している。

(1) 実質赤字比率について

この比率は、一般会計等の実質赤字額の標準財政規模に対する割合を示すものである。

当年度の本市の一般会計及び一般会計等に属する特別会計の実質収支は 2 億 4,642 万円の黒字であり、実質赤字額がないため、実質赤字比率は算定されない。

各会計の実質収支額は、次のとおりである。特別会計については、一般会計より繰入れを行い収支均衡となるため、会計相互間の重複額を控除した純計後の額による比較とした。

(単位:千円、%)

会 計 名	5年度	4年度	増減額	増減率
一 般 会 計	288,123	448,213	△ 160,090	△ 35.72
港 湾 事 業 特 別 会 計	21,088	19,890	1,198	6.02
夜間救急診療所事業特別会計	△ 62,791	△ 63,261	470	△ 0.74
合 計	246,420	404,842	△ 158,422	△ 39.13
標 準 財 政 規 模	36,742,876	36,202,862	540,014	1.49
参 考 比 率	△ 0.67	△ 1.11	0.44	

参考として、実質収支額(黒字額)を標準財政規模で除した計算上の比率は、△0.67%であり、前年度の△1.11%に比べ0.44ポイント悪化している。

[標準財政規模]

(単位:千円、%)

区 分	5年度	4年度	増減額	増減率
標 準 税 収 入 額 等	21,011,074	20,301,937	709,137	3.49
普 通 交 付 税 額	15,446,412	15,261,723	184,689	1.21
臨時財政対策債発行可能額	285,390	639,202	△ 353,812	△ 55.35
合 計	36,742,876	36,202,862	540,014	1.49

標準財政規模は 367 億 4,287 万 6 千円で、前年度に比べ 5 億 4,001 万 4 千円(1.49%)増加している。これは、臨時財政対策債発行可能額が減少したものの、標準税収入額等及び普通交付税額が増加したためである。

(2) 連結実質赤字比率について

この比率は、すべての会計の実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する割合を示すものである。

当年度の本市の全会計の赤字額と黒字額を合算した連結実質収支額等は 93 億 749 万 2 千円の黒字であり、連結実質赤字額がないため、連結実質赤字比率は算定されない。

各会計の実質収支額及び資金剰余額（一般会計との繰入・繰出額を含む）は、次のとおりである。

(単位:千円、%)

会 計 名	5年度	4年度	増減額	増減率
一 般 会 計	233,014	389,478	△ 156,464	△ 40.17
港 湾 事 業 特 別 会 計	13,406	15,364	△ 1,958	△ 12.74
夜間救急診療所事業特別会計	0	0	0	-
国民健康保険事業特別会計	71,247	66,243	5,004	7.55
駐 車 場 事 業 特 別 会 計	0	0	0	-
介 護 保 険 事 業 特 別 会 計	211,416	388,791	△ 177,375	△ 45.62
後期高齢者医療事業特別会計	56,507	51,573	4,934	9.57
水 道 事 業 会 計	2,674,512	2,703,348	△ 28,836	△ 1.07
下 水 道 事 業 会 計	342,510	237,033	105,477	44.50
病 院 事 業 会 計	5,704,880	5,797,514	△ 92,634	△ 1.60
千光寺山索道事業特別会計	0	0	0	-
漁業集落排水事業特別会計	-	7,486	△ 7,486	皆減
農業集落排水事業特別会計	-	5,512	△ 5,512	皆減
渡 船 事 業 特 別 会 計	0	0	0	-
合 計	9,307,492	9,662,342	△ 354,850	△ 3.67
標 準 財 政 規 模	36,742,876	36,202,862	540,014	1.49
参 考 比 率	△ 25.33	△ 26.68	1.35	

参考として、連結実質収支額等（黒字額）を標準財政規模で除した計算上の比率は、△25.33%であり、前年度の△26.68%に比べ 1.35 ポイント悪化している。

連結実質収支額等の合計は 93 億 749 万 2 千円で、前年度に比べ 3 億 5,485 万円 (3.67%) の減少となっている。これは、国民健康保険事業特別会計及び後期高齢者医療事業特別会計の実質収支の黒字額並びに下水道事業会計の資金剰余額が増加したも

この、一般会計及びその他の各特別会計の黒字額並びに病院事業会計及び水道事業会計の資金剰余額が減少したためである。

なお、漁業集落排水事業特別会計及び農業集落排水事業特別会計は、当年度から地方公営企業法の適用を受け、下水道事業会計へ移行している。

(3) 実質公債費比率について

この比率は、一般会計等が負担する元利償還金等の標準財政規模に対する割合を示すもので、令和3年度から令和5年度の3か年平均が当年度の比率となる。

まず、単年度の実質公債費比率は前年度と同じ8.3%となっている。

また、当年度の実質公債費比率となる3か年の平均比率は7.8%で、前年度に比べ0.5ポイント悪化したものの、早期健全化基準(25.0%)を下回った数値となっている。

(単位:千円、%)

区 分	5年度	4年度	増減額	増減率
A 元 利 償 還 金	8,361,185	8,132,532	228,653	2.81
B 準 元 利 償 還 金	1,035,651	1,068,066	△ 32,415	△ 3.03
C 特 定 財 源	857,336	890,528	△ 33,192	△ 3.73
D 元利償還金・準元利償還金に係る 基準財政需要額算入額	5,983,051	5,783,890	199,161	3.44
E 標 準 財 政 規 模	36,742,876	36,202,862	540,014	1.49
実質公債費比率(3か年平均)	7.8	7.3	0.5	
実質公債費比率(単年度) {(A+B)-(C+D)} / (E-D)	8.3	8.3	-	

(ア) 元利償還金、準元利償還金

(単位:千円、%)

区 分	5年度	4年度	増減額	増減率
元 利 償 還 金 ( 一 般 会 計 等 )	8,361,185	8,132,532	228,653	2.81
水 道 事 業 会 計	70,738	90,728	△ 19,990	△ 22.03
下 水 道 事 業 会 計	628,525	617,815	10,710	1.73
病 院 事 業 会 計	333,316	327,671	5,645	1.72
千光寺山索道事業特別会計	0	0	0	-
漁業集落排水事業特別会計	-	10,806	△ 10,806	皆減
農業集落排水事業特別会計	-	19,453	△ 19,453	皆減
渡 船 事 業 特 別 会 計	3,072	1,593	1,479	92.84

一部事務組合	0	0	0	-
公債費に準ずる債務負担行為額	0	0	0	-
一時借入金利子	0	0	0	-
合計	9,396,836	9,200,598	196,238	2.13

元利償還金及び準元利償還金は、前年度に比べ1億9,623万8千円(2.13%)の増加となっている。これは、水道事業会計及び下水道事業会計(漁業集落排水事業特別会計及び農業集落排水事業特別会計から引き継いだ準元利償還金を含む)において準元利償還金が減少したものの、一般会計の元利償還金、病院事業会計及び渡船事業特別会計の準元利償還金がそれぞれ増加したことによるものである。

(イ) 特定財源

(単位:千円、%)

区分	5年度	4年度	増減額	増減率
国・県からの利子補給	0	0	0	-
貸付金の財源として発行した地方債に係る貸付金の元利償還金	4,251	5,530	△ 1,279	△ 23.13
公営住宅使用料	126,418	125,346	1,072	0.86
都市計画事業の財源として発行された地方債償還額に充当した都市計画税	725,095	758,080	△ 32,985	△ 4.35
その他	1,572	1,572	0	-
合計	857,336	890,528	△ 33,192	△ 3.73

特定財源は、前年度に比べ3,319万2千円(3.73%)の減少となっている。これは、公営住宅使用料が増加したものの、都市計画事業の財源として発行された地方債償還額に充当した都市計画税及び貸付金の財源として発行した地方債に係る貸付金の元利償還金が減少したためである。

## (ウ) 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

(単位:千円、%)

区 分	5年度	4年度	増減額	増減率
事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費	373,271	416,454	△ 43,183	△ 10.37
災害復旧費等に係る基準財政需要額	5,452,918	5,218,317	234,601	4.50
密度補正により基準財政需要額に算入された元利・準元利償還金	156,862	149,119	7,743	5.19
合 計	5,983,051	5,783,890	199,161	3.44

元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額は、前年度に比べ1億9,916万1千円(3.44%)の増加となっている。これは、事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費が減少したものの、災害復旧費等に係る基準財政需要額及び密度補正により基準財政需要額に算入された元利・準元利償還金がそれぞれ増加したためである。

(4) 将来負担比率について

この比率は、地方債残高や退職手当支給予定額に係る負担見込額等、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合を示すものである。

当年度の将来負担比率は5.5%で前年度に比べ6.9ポイント改善しており、早期健全化基準(350.0%)を下回った数字となっている。これは、算定式において、分子の構成要素のうち、マイナス要因である充当可能財源等が減少したものの、将来負担額の減少がこれを上回ったことにより、分子が前年度に比べ大幅に減少、また、分母の構成要素のうち、マイナス要因である元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額の増加を上回る標準財政規模の増加があったため、分母が前年度に比べ微増したことによるものである。

(単位:千円、%)

区 分	5年度	4年度	増減額	増減率
A 将来負担額	84,134,569	90,767,855	△ 6,633,286	△ 7.31
B 充当可能財源等 (基金・特定歳入等)	82,437,046	86,992,077	△ 4,555,031	△ 5.24
計(A-B)	1,697,523	3,775,778	△ 2,078,255	△ 55.04
C 標準財政規模	36,742,876	36,202,862	540,014	1.49
D 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	5,983,051	5,783,890	199,161	3.44
計(C-D)	30,759,825	30,418,972	340,853	1.12
将来負担比率 (A-B)/(C-D)	5.5	12.4	△ 6.9	

(ア) 将来負担額

(単位:千円、%)

区 分	5年度	4年度	増減額	増減率
地方債の現在高	63,873,838	70,233,161	△ 6,359,323	△ 9.05
債務負担行為に基づく支出予定額	0	0	0	-
公営企業債等繰入見込額	11,118,359	11,617,987	△ 499,628	△ 4.30

組合負担等見込額	0	0	0	-
退職手当負担見込額	9,142,372	8,916,707	225,665	2.53
設立法人の負債額等負担見込額	0	0	0	-
連結実質赤字額	0	0	0	-
組合連結実質赤字額負担見込額	0	0	0	-
合計	84,134,569	90,767,855	△ 6,633,286	△ 7.31

将来負担額は841億3,456万9千円で、前年度に比べ66億3,328万6千円(7.31%)の減少となっている。これは、退職手当負担見込額が微増したものの、地方債の現在高及び公営企業債等繰入見込額が大幅に減少したためである。

(イ) 充当可能な財源

(単位:千円、%)

区分	5年度	4年度	増減額	増減率
充当可能基金	16,731,366	17,003,536	△ 272,170	△ 1.60
充当可能特定歳入	10,771,595	10,937,542	△ 165,947	△ 1.52
(うち都市計画税)	10,147,268	10,224,306	△ 77,038	△ 0.75
基準財政需要額算入見込額	54,934,085	59,050,999	△ 4,116,914	△ 6.97
合計	82,437,046	86,992,077	△ 4,555,031	△ 5.24

充当可能な財源は824億3,704万6千円で、前年度に比べ45億5,503万1千円(5.24%)減少している。これは地方交付税の算定に用いる基準財政需要額算入見込額、充当可能基金及び充当可能特定歳入がいずれも減少したためである。

## 2 資金不足比率の状況

この比率は、公営企業ごとの資金不足額の事業の規模に対する割合を示すものである。すべての公営企業会計において資金不足額がないため、資金不足比率は算定されない。

(単位:%)

会 計 名	5年度 資金不足比率	4年度 資金不足比率	増減	経営健全化 基準
水道事業会計	—	—	—	20.0
下水道事業会計	—	—	—	
病院事業会計	—	—	—	
千光寺山索道事業特別会計	—	—	—	
漁業集落排水事業特別会計		—	—	
農業集落排水事業特別会計		—	—	
渡船事業特別会計	—	—	—	

※ 資金不足比率については、算定した結果により資金不足額がないため「—」で表示している。

※ 漁業集落排水事業特別会計及び農業集落排水事業特別会計は、当年度から地方公営企業法の適用を受け、下水道事業会計へ移行している。

公営企業会計に属する 5 会計の内、資金剰余額を生じた会計は、病院事業会計 57 億 488 万円、水道事業会計 26 億 7,451 万 2 千円、下水道事業会計 3 億 4,251 万円である。その他の 2 事業特別会計については、千光寺山索道事業特別会計は一般会計への繰出金、渡船事業特別会計は一般会計からの繰入金により、それぞれ収支均衡が図られているため、資金剰余額、資金不足額は生じていない。

公営企業会計ごとの資金剰余額及び事業の規模は、次のとおりである。

(単位:千円、%)

会 計 名		5年度	4年度	増減額	増減率	
法 適 用	水道事業会計	資金剰余額	2,674,512	2,703,348	△ 28,836	△ 1.07
		事業の規模	3,170,089	3,207,922	△ 37,833	△ 1.18
	下水道事業会計	資金剰余額	342,510	237,033	105,477	44.50
		事業の規模	745,177	677,653	67,524	9.96
	病院事業会計	資金剰余額	5,704,880	5,797,514	△ 92,634	△ 1.60
		事業の規模	11,101,551	11,300,338	△ 198,787	△ 1.76
法 非 適 用	千光寺山索道事業 特別会計	資金剰余額	0	0	0	-
		事業の規模	82,525	79,336	3,189	4.02
	漁業集落排水事業 特別会計	資金剰余額	-	7,486	△ 7,486	皆減
		事業の規模	-	2,978	△ 2,978	皆減
	農業集落排水事業 特別会計	資金剰余額	-	5,512	△ 5,512	皆減
		事業の規模	-	7,681	△ 7,681	皆減
	渡船事業特別会計	資金剰余額	0	0	0	-
		事業の規模	2,648	2,592	56	2.16

※法適用企業である水道事業会計、下水道事業会計、病院事業会計の資金剰余額は、流動資産から流動負債を控除した額である。

※事業の規模とは、営業収益から受託工事収益の額を控除した額である。

### 3 むすび

当年度の健全化判断比率の各比率は、全てにおいて早期健全化基準を下回っている。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、実質赤字及び資金不足が生じていないため各比率は算定されていない。

一般会計等が負担する地方債の元利償還金等の標準財政規模に対する割合を3年平均で示す実質公債費比率は7.8%で、前年度に比べ0.5ポイント悪化したが、単年度ベースでは前年度と同じ8.3%となっている。実質公債費比率は、年々上昇傾向にあったが、公債費は当年度をピークとして減少していく見通しであり、今後、指標の改善が見込まれる。

一方、一般会計等が将来負担すべき地方債等の実質的な負債の標準財政規模に対する割合を示す将来負担比率は5.5%で、旧合併特例事業債や臨時財政対策債等の減による地方債現在高の大幅な減少や標準財政規模の増加などの影響により、前年度に比べ6.9ポイント改善している。地方債残高の着実な減少と指標の継続的な改善については、率直に評価したい。今後も引き続き、必要な事業への投資と将来負担、また自然災害の発生等の不確定要素を考慮の上、財政の健全化に努められたい。

次に、資金不足比率については、当年度も、全ての会計において資金不足が生じていないため、資金不足比率は算定されていない。

また、法適用事業については、一般会計からの負担金による財政支援が行われ、法非適用事業の一部については、収支均衡を図るため、一般会計からの繰入金による財源補填が行われている状況がある。各会計においては、常に事業内容の見直し・効率化を図るとともに、収益の確保に努められたい。

なお、これらの比率は、あくまで、財政の「不健全度合い」を示す目安に過ぎず、国の示す基準をクリアすることは当然のこととした上で、引き続き、持続可能な行財政運営に向けた取組を進めるとともに、より健全で安定した経営基盤の構築に努められたい。